令和７年度　久万高原町立美川中学校いじめ防止対策基本方針

【学校のいじめに対する基本認識】

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命、又は心身に重大な危険を生じさせる恐れがある。したがって、本校では、全生徒がいじめを行わず、及び他の生徒に対して行われるいじめを認識しながらも、これを放置することがないように、いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する生徒の理解を深めることを旨として、いじめの防止等のための対策を行う。加えて、いじめの防止等の対策は、いじめを受けた生徒の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめ問題を克服することを目指す。

【いじめ防止対策委員会】

【校内】
全教職員　・職員朝礼での生徒情報交換
・生徒指導部会
・教育相談

【若竹寮】
寄宿舎指導員

【家庭・地域等】
ＰＴＡ、学校評議員、教育委員、公民館、主任児童委員、駐在所長等
・PTA 本部役員・専門部会
・PTA 総会　　など

【関係機関】
久万高原町教育委員会
久万高原警察署
医療機関
弁護士

【いじめ防止】

① いじめ根絶のための校内生徒指導体制の確立
② 教員の指導力の向上
③ 人権意識と生命尊重の態度の育成
④ 道徳教育・体験活動における心の教育の充実
⑤ 情報モラル教育の充実
⑥ 互いを認め合い、ぬくもりのある学級経営の充実
⑦ 家庭・地域、関係機関との連携の強化

【早期発見】

① 教職員による観察や情報交換
② 毎月のアンケート調査や日々のあゆみ指導によるきめ細かな実態把握
③ 教育相談体制の整備と教育相談の実施
④ 相談機関等の周知
⑤ スクールカウンセラーなどの専門家の活用

【いじめ防止対策年間指導計画】

一学期
二学期
三学期

年度始　いじめ防止対策委員会（家庭・地域を含む）

…学校いじめ防止対策基本方針の策定、検討

いじめ防止対策委員会

いじめアンケート（11回）

①生徒指導に関する校内研修
・　アンケート、生徒指導部会、日常の実態把握を基にした教育相談→個別懇談

児童・生徒をまもり育てる協議会

②生徒指導に関する校内研修
・　アンケート、生徒指導部会、日常の実態把握を基にした教育相談→個別懇談
・　人権参観日、人権集会など

③生徒指導に関する校内研修
・　アンケート、生徒指導部会、日常の実態把握を基にした教育相談、個別懇談

学期に一回の全校教育相談

縦割りブロック活動

生徒会活動・特別活動の充実

道徳教育の充実
人権・同和教育の充実

年度末　いじめ防止対策委員会（家庭・地域を含む）

…学校いじめ防止対策基本方針の検証

■

【いじめに対する措置】

① **いじめへの初期対応**

いじめと疑われる行為は（いたずらやふざけ合いであっても）直ちに止めさせる。生徒や保護者からの相談・訴え→真摯に傾聴する。その際、いじめられた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を最優先に確保する。

いじめの兆候を認識した場合には、早い段階から的確に関わりをもち、正確かつ迅速な事実関係の把握に努めるとともに、保護者等と協力して対応する体制を整える。

② **組織的に対応**

教職員は１人では抱え込まず「いじめ防止対策委員会」へ報告し、その情報を共有する。

授業や活動の様子について細かく情報交換し、全員の先生で全員の生徒に関わるような体制づくりを強化する。

③ **いじめられた生徒及びその保護者への支援**

いじめられている生徒から事実関係の聴取を行う。その後、心のケアや様々な弾力的措置等、いじめから守り通すための対応を行う。また、家庭訪問等により、正確な情報を適切なタイミングで保護者に伝え、今後の対応について情報を共有する。

④ **いじめた生徒への指導及びその保護者への助言**

いじめたとされる生徒からも事実関係の聴取を行い、いじめが確認された場合には、学校は組織的にいじめをやめさせ、その再発を防止するための措置をとる。いじめの状況に応じて教育委員会と連携の上、保護者の理解を得た上で特別の指導計画（出席停止も含む）、警察との連携等、毅然とした対応を行う。

⑤ **いじめの事実調査**

アンケート調査等を実施し、その結果から聞き取り調査の事実確認を行う。

毎月の学級担任の教育相談を行う。

毎学期の全教職員の教育相談を行う。

⑥ **集団への働きかけと継続的な指導**

「観衆」「傍観者」に対しても、自分の問題として捉えさせるような教育活動を行う。集団に対していじめを止めさせるための行動をとる重要性を理解させ、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという態度を身に付けさせる。

⑦ **ネット上でのいじめへの対応**

教職員研修、保護者への啓発、生徒への指導の機会を適切に設けて未然防止に努める。ネット上の不適切な書き込み等については、所轄警察署に連絡するとともに、直ちに削除する措置をとる。

⑧ **警察との連携**

いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは所轄警察署と連携して対処し、生徒の生命、身体、又は財産に重大な損害が生じる恐れがあるときは直ちに所轄警察署に相談し、適切に援助を　求める。

⑨ **重大事態への対処**

学校はいじめの重大事態であると判断した場合、上記の①～⑧の対応をするとともに教育委員会へ報告の上、学校の下に組織を設け、調査を行う。その調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた生徒やその保護者に対して、事実関係やその他必要な情報を提供する。

【家庭や地域に協力を求めること】

【家庭】

○　子供の立場に立って真剣に話を聞き、子どもの寂しさやストレスに気付きましょう。
○　子供の様子が変だと思ったら迷わず学校に相談し、協力して同一歩調で取り組みましょう。
○　けがや金品などの被害に遭ったら、学校や警察署などの諸機関に相談しましょう。
○　わが子が「いじめる側」にならないように話をして聞かせましょう。

【地域】

○　地域の子供たちを温かく見守り、子供たちに声を掛けましょう。
○　いじめやしてはいけない行為を発見したら、注意するとともに家庭や学校に連絡しましょう。
○　地域や学校の行事に積極的に参加しましょう。
○　子供たちは「地域の宝」です。地域を子供にとっての安らぎの場としましょう。